

## VTuber を活用したいわての魅力プロモーション業務

### 業務仕様書

令和 7 年 2 月  
岩 手 県

## 業務仕様書

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「VTuber を活用したいわでの魅力プロモーション業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

### 1 業務の概要

#### (1) 目的

岩手県外の若者(10代後半～30代)を主なターゲットとして、バーチャル技術やアニメーションを活用した動画コンテンツを制作・配信することにより、本県の観光地や文化、すばらしい自然、高品質で安全安心な農林水産物、各地で伝承される伝統芸能や伝統工芸、実直で勤勉な人材など、岩手県の多彩な魅力を発信し、「岩手さちこファン」、ひいては「岩手ファン」（※）の拡大を図る。

※「岩手ファン」とは、岩手県の観光、物産又は文化等に関心をもち、岩手県の交流人口、関係人口さらに定住人口になりうる人

#### (2) 業務概要

- ア 岩手県公認 VTuber「岩手さちこ」（以下『岩手さちこ』という。）を活用した動画の制作・配信
- イ 岩手さちこの新規イラストの制作
- ウ 「岩手さちこ」の X アカウント (@iwate\_vtuber) の運営

### 2 業務内容（仕様）

#### (1) 全体企画

主に県外の若者への「岩手さちこ」の露出を高めながら、「岩手さちこファン」、ひいては「岩手ファン」の拡大を図ることを目的とし、制作スケジュール、Xとの連動等を踏まえた1年間の全体企画を実施すること。

#### (2) 「岩手さちこ」の動画の制作・配信

- ア 動画は、委託契約期間内に12本以上制作し、岩手さちこの YouTube 公式アカウントで配信すること。動画公開後は、視聴動向を踏まえ、以降の動画のテーマ、進行台本、配信スケジュールに反映すること。
- イ 制作にあたっては、下記の表の内容を踏まえること。また、岩手県の魅力に触れつつ、動画や SNS のトレンドに合わせ、新たな岩手さちこファンに訴求できる動画内容とすることとともに、岩手さちこファン自らが拡散したくなる内容とすること。動画のテーマ、進行台本、配信スケジュールは、県と協議の上決定すること。

テーマ	本数	留意事項
「みちのく潮風トレイル」等の三陸への誘客をテーマにしたコンテンツ	3本以上	KPIの再生回数に留意すること
秋季観光キャンペーン	1本以上	KPIの再生回数に留意すること なお、秋季観光キャンペーンの内容は、調整中であること
委託候補者からの提案によるテーマ	8本以上	

ウ 岩手さちこ YouTube 公式アカウントにおける動画へのコメントは公開することとし、寄せられたコメントにはグッドボタンを返すなど、必要に応じて県と協議しながら対応すること。

《留意事項》

- ・ 「岩手さちこ」のキャラクターボイス  
キャラクターボイスは、岩手県出身の声優「佐々木 未来 氏」とすること。
- ・ 「岩手さちこ」の3Dモデル等  
3Dモデルは「.vrm」形式とし、契約締結後、県からデータを提供する。  
なお、3Dモデルや2Dモデルの使用は必須ではない。
- ・ 動画作成に関して、使用する映像及び音声等に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理、調整については、受託者が行う。
- ・ 本業務により作成された資料や3D、2Dモデル等に係る著作権は、業務委託契約に基づき受託者から県に移転するものとする。
- ・ YouTubeのアカウントは、県が保有するものとする。

(3) 「岩手さちこ」の新規イラスト等の制作

ア 県の観光施策等に合致するイラストを3パターン以上作成すること。また、岩手さちこのイラストを用いたクリアファイル等のノベルティグッズを県に納品すること。

《留意事項》

- ・ 「岩手さちこ」のイラストレーター  
イラストレーターは、県が指定する。
- ・ イラスト作成に関して、係る著作権などの権利関係の処理、調整については、受託者が行う。また、本業務により作成された資料等に係る著作権は、業務委託契約に基づき受託者から県に移転するものとする。
- ・ ノベルティグッズの作成にあたっては、県のイベント等において配布することに留意すること。

イ イラストのテーマや公開スケジュール、ノベルティグッズの内容は、県と協議の上決定すること。

(4) 「岩手さちこ」のXアカウントの運営

ア 「岩手さちこ」のXアカウントを運営すること。また、新たな岩手さちこファンに訴求できるポストや、岩手さちこファン自らが拡散したくなる内容とすること。

イ 配信頻度は、概ね1か月に10回以上配信すること。

ウ 配信にあたっては、写真や動画などを含めること。

エ 投稿内容の方向性は、県と協議の上決定すること。

《留意事項》

- ・ 投稿に使用する映像及び音声等に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理、調整については、受託者が行う。
- ・ Xのアカウントは、県が保有するものとする。

#### (5) 事業実施効果の測定及び報告

ア KPI

項目	現状（令和6年度実績見込）	KPI
YouTube 視聴回数	約 50,000 回	62,000 回以上

イ 事業評価及び報告

KPIについて、定期的に測定すること。また、事業完了時に事業実施内容及びその効果を評価し、報告すること。

#### (6) その他

- ・ 県の取組（県内同人イベントや市町村主催のイベントなどへの出展等）と相乗効果を生み出すよう配慮すること。
- ・ 動画配信及びXアカウントの運営に当たり、不具合等が生じた場合には、受託者の負担により速やかに修正すること。

### 3 企画提案書等

#### (1) 提出書類及び提出部数について

ア 企画提案書

6部（正本1部、副本5部）

イ サンプル動画

1本（「.mp4」ファイルとし、おって定める方法により提出）

ウ 費用積算内訳書

6部（正本1部、副本5部）

#### (2) 企画提案書の作成について

参加者は、「1 業務の概要」を踏まえ、「2 業務内容（仕様）」に沿った内容で、以下の項目を含む企画提案書を作成すること。

企画提案書はA4の用紙に記載し、表紙及び目次を含め概ね20枚以内（片面）とする。文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。

ア 企画実施のコンセプト・全体イメージ

イ 具体的実施方法

(7) 「岩手さちこ」の動画の制作・配信

- ・ 継続的な発信を踏まえたYouTube及びX向けコンテンツの構成イメージ

《トピック例》（下記以外の案でも構わない）

岩手県の魅力、岩手さちこのキャラクター等

(イ) Xアカウントの運営

岩手さちこの日常を伝えるポストイメージを提案すること。

ウ 業務実施全体スケジュール

エ 業務実施体制（任意様式）

(3) 費用積算内訳書の作成について

ア 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書を作成すること。

イ 費用積算内訳書は、企画提案書と別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、岩手県知事達増拓也あてに、参加者の称号又は名称、代表者職氏名を記載の上、提出すること。

(4) その他留意事項

ア 提案は、全て企画提案書に記載すること。

イ 参加者は、複数の提案を行なうことはできないものとする。

ウ 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

エ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

オ 企画提案書は A4 版とすること。なお、縦・横の指定はしないものとする。

(5) 主な審査項目及び審査観点について

ア 動画の制作・配信、新規イラスト等の制作、Xの運営

- ・ 新たな岩手さちこファンに訴求できる動画やポストのイメージとなっているか。
- ・ SNSにおいて、岩手さちこファン自らが拡散したくなる内容となっているか。
- ・ 県の取組と相乗効果を生み出す仕組みとなっているか。
- ・ 動画の制作の技術レベルは適切か。

イ 業務実施全体スケジュール

継続的な動画配信につながる計画的なスケジュールとなっているか。

## 4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（称号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に対して文書により通知しなければならない。

### (3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者で協議の上、定める。

また、この業務において取得した備品（岩手県物品管理（昭和 42 年 3 月 28 日規則第 18 号）第 6 条に定める備品）については、業務終了後、県に帰属する。

### (4) 第三者の著作権やプライバシー権等の侵害等に関する保証

ア 受託者は、県に対し、動画及びポスト等が、第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

イ 受託者は、県に対し、動画及びポスト等が、第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないものであることを保証すること。万一、動画及びポスト等に関して、第三者から権利の主張、意義、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、その責任と負担の下、これに対処、解決するものとし、県に対して、一切の迷惑をかけないものとする。

### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

### (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。

### (7) 帳簿書類

受託者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時から 5 年間保存すること。

### (8) 委託金額の積算

当該委託事業に要した経費の実績額が委託金額を下回る場合は、当該金額をもって委託金額とすること。

### (9) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うもの。

## 5 業務引継ぎの実施

本契約の終了に伴い、受託者が変更になる場合において、受託者は、新たな受託者に対し、十分な引継ぎを行うこと。